

2026 年度 ご案内

【R8.4.1】

島根就職支援事業

【学生就職支援金】



≪支援内容≫ 地方へ移住する際に要した移転費

出雲市役所 縁結び定住課 定住促進係

TEL:0853-21-6629 Fax:0853-21-6599

Email:teijyu@city.izumo.shimane.jp

1. 申請資格

以下の「(1) 移住等に関する要件」および「(2) 就業に関する要件」を満たす方。

(1) 移住等に関する要件（全てに該当）

①移住元の要件

- 大学または大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。
- 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していたこと。 ※東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のうち、条件不利地域以外の地域。

条件不利地域の詳細はおたずねください。

②移住先の要件

- 出雲市に移住していること。
- 申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。
- 申請日から1年以上、出雲市に継続して居住する意思を有していること。

③その他の要件

- 暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- その他、県または市が学生就職支援金の対象として不適当と認められた者でないこと。

(2) 就業に関する要件（全てに該当）

①就業先に関する要件

- 原則、勤務地が島根県内に所在し、大学等の卒業・修了から1年以内に就職していること。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

②就業条件等に関する要件

- 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- 移住先地域を中心とした勤務とし、東京圏（条件不利地域を除く）への勤務を前提としない採用であること。

2. 支援金の金額

移転に要した実費の金額（移住に要する最低限の実費と証明できる場合）

※証明ができない場合の上限額は、108,000円とする。

3. 申請期限

令和9年1月20日まで

4. 支援金の返還について

支援金の支給を受けた方が、次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、支援金の返還が必要です。

返還区分	返還金額
虚偽の申請等が明らかになった場合	全額
就業日から1年以内に学生就職支援金の要件を満たす職を辞した場合 (退職日から3か月以内に県内の別企業に就業する場合を除く。)	
転入日または就業日のいずれか遅いほうから1年以内に出雲市から転出した場合 (転勤等の事由により本市から通勤できないことによる県内への転出を除く。)	

※ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、県及び市が認めた場合はこの限りではありません。

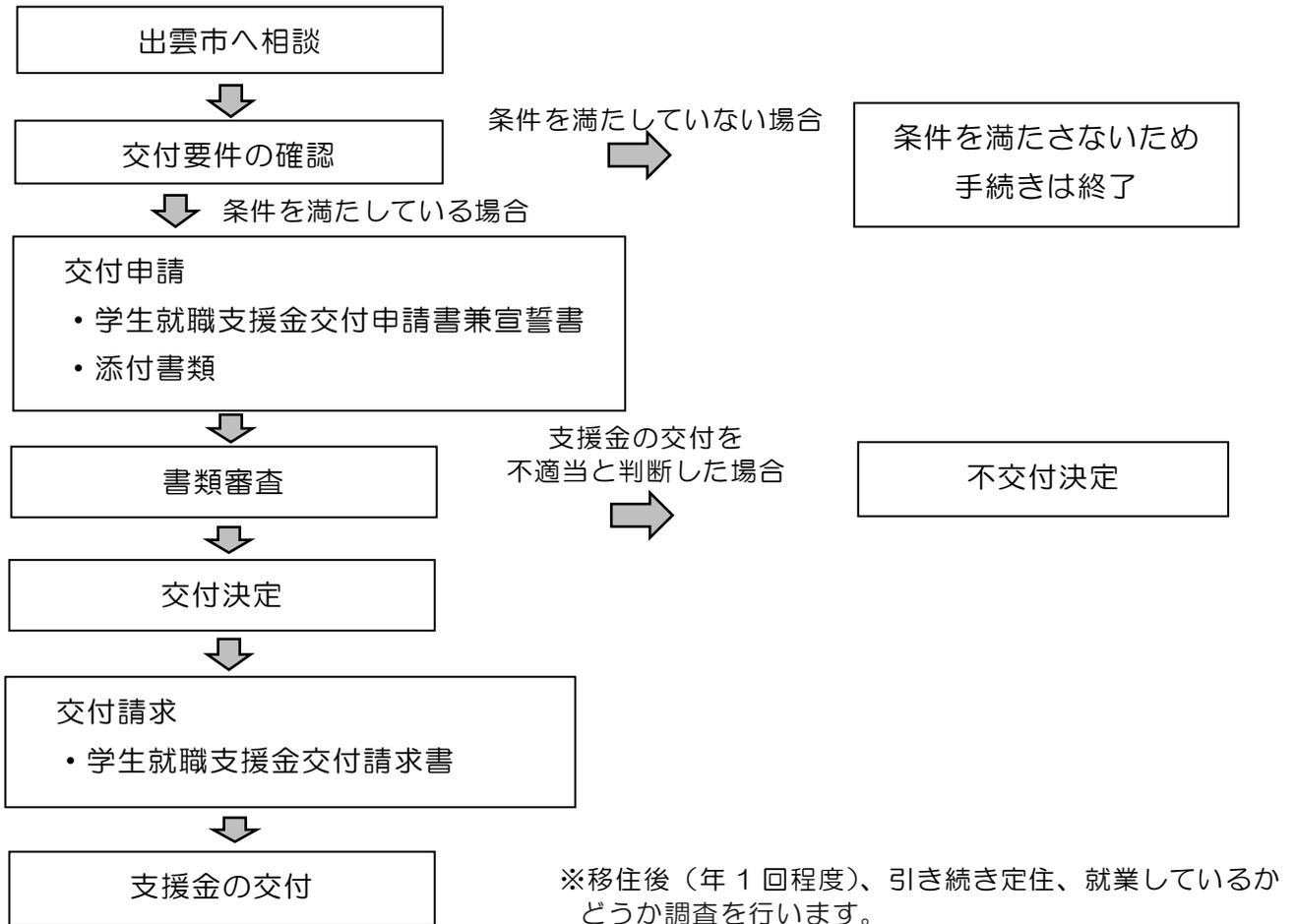
5. 提出書類

※印の書類は、申請日から3か月以内に発行されたものをご準備ください。

なお、各種証明書類は出雲市へ転入後、発行されたものをご提出ください。

- 写真付き身分証明書
- 学生就職支援金交付申請書兼宣誓書
- ※出雲市の住民票
- ※移住元の住民票、または戸籍の附票の写し
(移住元での在住地、在住期間を確認できる書類)
- 卒業・修了証明書
- ※就業証明書
- 移転費の領収書
- 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料
(募集要項、雇用契約書等)
- 学生就職支援金の振込先の預金通帳等の写し(口座番号、名義人等が確認できるもの)

6. 申請の流れ



7. その他

この移住支援金は、所得税法第34条に規定する一時所得に該当するため、確定申告が必要な場合があります。